

三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金

(家計急変者等向け)のご案内

三重県から新たな給付金の支給を実施します！

1. 対象者（三重県内にお住まいの方）

- 「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を受給したひとり親世帯※
であって、裏面の支給要件を満たす方

※ 令和5年4月以降に、ひとり親世帯でなくなった方でも、該当する場合があります。

2. 対象児童

- 平成17年4月2日～令和6年2月29日生まれの監護等児童
- 平成15年4月2日～令和6年2月29日生まれの障がいの状態にある監護等児童
- 支給要件については裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3. 支給額

児童1人当たり一律 **2万円**

4. 申請方法

申請が必要です。申請書を三重県のホームページからダウンロードし郵送してください。



5. 受付期限

令和6年2月29日（当日消印有効）

* 申請にかかる問い合わせ先

■ 三重県子ども・福祉部 生活応援給付金担当

TEL : 059-224-2029 (受付時間 : 平日9:00~17:00)

■ e-mail : kodomok@pref.mie.lg.jp

(メールでのお問い合わせは件名に【生活応援給付】と記入して下さい)

令和5年度 三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業 (家計急変等)

●支給要件

※ 支給対象児童について		令和5年4月以降において児童扶養手当の支給要件に該当する児童が対象です ・平成17年4月2日～令和6年2月29日生まれの監護等児童 ・平成15年4月2日～令和6年2月29日生まれの、障がいの状態にある監護等児童		
支給要件	審査項目	状況及び該当可否		
1 児童扶養手当の認定要件について	現在、ひとり親である。 ※事実婚は、婚姻とみなされます。	はい→2へ		
		いいえ	児童扶養手当の認定を受けていたが、令和5年4月以降、資格を喪失した。	はい→2へ
		いいえ	児童扶養手当の認定を受けた時期はなく、申請時点ではひとり親でないが、令和5年4月以降申請までの間に、児童扶養手当受給資格者と同様の状況にあった。	はい→2へ
		いいえ	ひとり親であったのは、令和5年3月以前であり、令和5年4月以降にひとり親ではない	×
2 居住にかかる支給要件について	現在、県内に住民票があり、当該住所地に居住している。	はい→3へ		
		いいえ	止むを得ない理由により住民票を移せないが現在、県内に居住している。	はい→3へ
		いいえ	現在は、三重県内に居住していない。	×
3 生活応援給付金受給の有無について	県内機関において、監護等児童1人あたり2万円の生活応援給付を支給されていない。 ※重複して受給することはできません。	はい→4へ		
		いいえ	生活応援給付を支給されたことはあるが、監護等児童のうち、生活応援給付が支給されていない児童がいる（例：4月以降の出生児童施設からの家庭復帰、国5万円給付を県外で支給された等）。	支給未済の対象児童分について→4へ
		いいえ	全ての監護等児童の生活応援給付を支給されている。	×
4 家計急変等にかかる支給要件について	監護等児童の国5万円給付の支給を受けている。	はい→申請可能		
		いいえ	上記1～3の支給対象者及び監護等児童の要件を満たしているが、国5万円給付の認定がされていない。	△認定後
		いいえ	支給を受けていない、支給対象でない。	×

注：国5万円給付とは、監護等児童1人あたり5万円の「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」をいう。

生活応援給付とは、

- ①県内にて令和5年4月分児童扶養手当の支給があった方に対して三重県または県内市町が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「令和5年度生活応援給付金」
- ②四日市市から国5万円給付の支給があった方に対して四日市市が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「生活応援給付金」
- ③亀山市から国5万円給付の支給があった方に対して亀山市が支給する、監護等児童1人あたり2万円の「生活応援給付金」をいう。